



前橋市告示第116号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定により、別記調書のとおり本市区域内の町区域の変更をするので告示します。

なお、この町区域の変更の効力は、前橋都市計画事業二中地区（第三）土地区画整理事業の地区内に係る土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項に規定する換地処分公告があった日の翌日から生じます。

令和元年6月28日

前橋市長 山本

龍



調 書

町	地 番
朝日町一丁目	347の1から347の4までの各一部、353の1の一部、 353の2の一部、 373の29から373の31までの各一部、 373の33の一部、373の34の一部、 373の117の一部、373の124の一部、 373の126の一部、373の141の一部、 373の155の一部
朝日町二丁目	429の1から429の3までの各一部、433の2の一部、 434の3の一部、435の1の一部、435の2の一部、 442の2の一部、442の3の一部、442の5の一部、 442の6の一部、443の1から443の3までの各一部、 446の1の一部、446の2の一部、 447の2から447の4までの各一部

上記区域（同区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部を含む。）を朝日町三丁目に変更する。

町	地 番
朝日町二丁目	甲3の2の一部、甲3の4の一部、49の1の一部、 49の2の一部、49の6の一部、71の1の一部、 73の3の一部、73の5の一部、73の6の一部、 73の15、90の2の一部、90の3の一部、90の4、 90の5の一部、95の1の一部、95の2の一部、 95の3、甲96の一部、96の4、甲97の一部、 乙109の1、乙109の2の一部、110の一部、 122の3の一部、123の1の一部、123の5の一部、 139の一部、160の1の一部、160の2の一部、 180の1の一部、180の2の一部、 204の1から204の3までの各一部、221の一部、 241の2の一部、甲255の一部、276の1の一部、 276の2の一部、429の1の一部、

	430の1から430の5までの各一部、430の7の一部、 430の9の一部、430の10の一部、431の1の一部、 431の2の一部
朝日町三丁目	358の1

上記区域（同区域に隣接介在する道路、水路、堤である公有地の一部を含む。）を朝日町一丁目に変更する。

町	地 番
三河町一丁目	6の1の一部、6の2の一部、 6の11から6の17までの各一部、6の18、6の19、 6の20の一部、6の21の一部、10の11の一部、 13の3の一部、13の6の一部、甲39の2の一部、 乙39の3の一部、39の3から39の5までの各一部、 39の7の一部

上記区域（同区域に隣接介在する道路である公有地の一部を含む。）を三河町二丁目に変更する。

町	地 番
三河町二丁目	1の3の一部、33の一部、乙39の2の一部、 60の1の一部、300の3の一部

上記区域を三河町一丁目に変更する。

平成30年5月31日調査